

# その他履修に関わる規程

## 1 宮崎学園短期大学 長期履修規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学学則（以下「学則」という。）第4条第4項に基づき、宮崎学園短期大学における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (長期履修の期間)

第2条 長期履修の期間は、3年とする。

2 長期履修を認める学科は、保育科のみとする。

### (履修単位数)

第3条 長期履修学生が履修できる学期あたりの単位数は、原則として15単位（実習を除く）を限度とする。

### (休学の取扱い)

第4条 長期履修を許可された者の休学の取扱いは、学則第26条の定めるところによる。

### (手続き)

第5条 長期履修を希望する場合は、期日までに申請書を提出し、学科長を経て、学長に申し出るものとする。

2 前項による申し出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可する。

### (正規学生への変更)

第6条 長期履修学生として入学した者は、原則として正規学生への変更は認めないこととする。

### (正規学生から長期履修学生への変更)

第7条 学則第4条第1項及び第2項の適用を受ける学生として入学した者が、長期履修学生への変更を希望し、かつ学科長が必要と認める場合、学長の許可を得て、長期履修学生として修学することができる。ただし、学期途中での変更は認めない。

### (授業料)

第8条 長期履修を許可された者の授業料の取扱いは、長期履修申請年次、申請された長期履修の期間等によって異なるが、以下の通りとする。

- (1) 入学時に長期履修を申請した場合には、通常の卒業までに必要な2年間の授業料を、申請された履修年数で除した額を毎年の授業料とする。
- (2) 正規学生から長期履修学生へ変更した場合は、通常の卒業までに必要な授業料の総額から、これまで支払った授業料を控除した額を、残りの履修年数で除した額を毎年の授業料とする。
- (3) その他、実習費などの諸費については、通常の学生と同じとする。

### (補 則)

第9条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本学の学則を準用する。

### (改 廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 2 他学科開講科目の履修に関する規程

### (履修の要件)

第1条 在学学科での、科目履修を原則として、当該学科の教育に支障がない場合は、次に掲げる授業科目について、他学科での履修が認められる。

1. 専門教育科目のうち、一般教育科目として他学科生に開放された科目。ただし、この場合、6単位までを在籍学科の一般教育科目の単位として充当できる。
2. 他学科の同名の授業科目。

### (履修の手続)

第2条 履修に際しては、次の各号に掲げる者の承認を得た上で、「他学科授業科目履修届」を教務係へ提出し、教務部長が履修を許可する。

- (1) 当該授業科目の担当教員
  - (2) 在籍学科長
  - (3) 当該学科長
  - (4) 教務担当責任者
3. その他の履修手続は履修規程に準ずる。

### (受講生の制限)

第3条 本規程による受講にあたっては人数を制限することがある。

附則 この規程は平成 6年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成 8年4月1日から施行する。

附則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

### 3 宮崎学園短期大学研究生規程

#### (目的)

第1条 本規程は、宮崎学園短期大学学則第55条に基づき、研究生の取扱いに関して定める。

#### (資格)

第2条 研究生の出願資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学を卒業した者
- (2) 本学を卒業した者と同等以上の学力を有する者

#### (許可)

第3条 研究生を願い出た者があるときは、正規の学生の教育に支障がない場合、選考の上、これを許可する。

#### (出願書類)

第4条 研究生として出願しようとする者は、次の書類に選考料10,000円を添えて3月20日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生志願所（本学所定）
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身校の成績証明書及び卒業（見込み）証明書。ただし、在学中の場合は成績証明書及び在学証明書
- (4) 健康診断書

2 本学を卒業し引き続き研究生を志願する者は、前項第1号の書類のみを提出する。

3 いったん納入した選考料は、どのような理由があっても返還しない。

#### (選考)

第5条 前条の志願者の選考は、教授会が行う。選考方法は、書類選考及び面接とし、必要がある場合は学力試験や実技試験を行う。

第6条 研究生として修学を許可された者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 住民票
- (3) 写真

2 所定の期日までに前項の手続きがない場合は、修学の許可を取消すことがある。

#### (授業料等)

第7条 授業料等は、次のとおりとする。

- (1) 授業料 89,300円（半期分）
- (2) 施設料 35,000円（半期分）
- (3) 登録料 3,000円（初年度のみ）

2 上記の授業料等は、4月12日までに納付しなければならない。

3 いったん納入した授業料等は、どのような理由があっても返還しない。

#### (研究期間)

第8条 研究生の研究期間は原則として1年とする。ただし、研究生が研究上の必要により研究期間の延長を願い出たときは、教授会の議を経て学長が許可することができる。

#### (研究題目)

第9条 研究生は研究題目を定め、指導教員のもと学術の研究に従事するものとする。

#### (研究生証)

第10条 研究生は、研究生証の交付を受け、学内において常にこれを携帯しなければならない。

### (研究修了届)

第11条 研究生は研究期間が終了したときは、研究論文（作品も可）及び研究修了届を、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の研究修了届のあった者には、研究修了証明書を交付することができる。

### (研究生辞退届等)

第12条 研究生が研究を中断又は辞退するときは、指導教員を経て学長に研究生中断届又は辞退届を提出しなければならない。

### (身分の取消)

第13条 研究生で次の各号の一に該当する場合は、身分を取消すことがある。

- (1) 授業料を滞納したとき
- (2) 出席状況が極めて悪く、修業の見込みがないと認められたとき
- (3) 本学の諸規程に違反する行為があり、本学学生に悪影響を及ぼすと認められたとき

### (学則及び諸規程の準用)

第14条 研究生には、本規程のほか本学の学則及び諸規程を準用する。

### 附 則

本規程は昭和60年4月1日から施行する。

本規程は昭和63年4月1日から施行する。

本規程は平成元年4月1日から施行する。

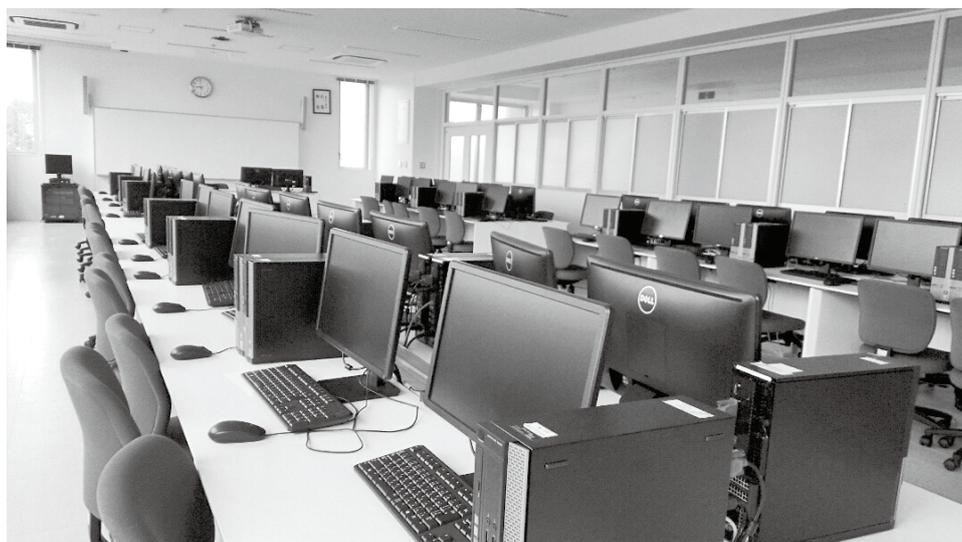
本規程は平成5年4月1日から施行する。

本規程は平成7年4月1日から施行する。

本規程は平成20年4月1日から施行する。

本規程は平成25年4月1日から施行する。

本規程は平成27年4月1日から施行する。



#### 4 宮崎学園短期大学科目等履修生規程

##### (目的)

第1条 本規程は、宮崎学園短期大学学則第54条に基づき、科目等履修生の取扱いに関して定める。

##### (資格)

第2条 科目等履修生の出願資格は、宮崎学園短期大学学則第19条の規定を準用する。宮崎学園短期大学在学中は、本学の科目等履修生を兼ねることはできない。

##### (許可)

第3条 科目等履修生を願い出た者があるときは、正規の学生の教育に支障がない場合、選考の上、これを許可する。ただし、実習については、原則として本学卒業生を対象とする。

2 本学卒業生が在学中、実習科目において評価が不可であった場合、原則として実習を履修することはできない。

##### (出願書類)

第4条 科目等履修生として出願しようとする者は、次の書類に選考料10,000円を添えて、前期・後期ともに所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 科目等履修生志願所(本学所定)

(2) 履歴書

(3) 最終出身校の成績証明書及び卒業(見込み)証明書。ただし、在学中の場合は成績証明書及び在学証明書

(4) 健康診断書

2 本学を卒業し引き続き科目等履修生を志願する者は、前項第1号の書類のみを提出する。

3 第5条第2項に定める志願者は、第1項第4号の書類のみを提出しなければならない。

4 いったん納入した選考料は、どのような理由があっても返還しない。

##### (選考)

第5条 前条の志願者の選考は、教授会が行う。選考方法は、書類選考及び面接とし、必要がある場合は学力試験や実技試験を行う。

2 科目等履修生を終了後、2年以内に科目等履修生を志願する者については、原則として選考を免除する。

##### (手続)

第6条 科目等履修生として履修を許可された者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 住民票

(3) 写真

2 所定の期日までに前項の手続きがない場合は、履修の許可を取消すことがある。

##### (授業料等)

第7条 授業料等は、次のとおりとする。

(1) 授業料(1単位につき)

講義・演習 13,000円

実習・実技 22,000円

音楽科実技 50,000円

(2) 登録料 3,000円(初年度のみ)

2 前記の規定にかかわらず、宮崎国際大学との協定書に基づく科目等履修生については、別に定めるところによる。

3 前記の授業料等は、前期・後期とも履修登録提出期限日より1週間以内に納付しなければならない。

4 いったん納入した授業料等は、どのような理由があっても返還しない。

**(在籍期間)**

第8条 科目等履修生の在籍期間は、履修科目の開講学期末までとする。

**(単位の認定)**

第9条 科目等履修生が履修した当該科目については、単位を与える。単位の認定は担当教員が行う。

2 修得単位については、単位修得証明書を交付することができる。

**(科目等履修生証)**

第10条 科目等履修生は、科目等履修生証の交付を受け、学内においては常にこれを携帯しなければならない。

**(科目等履修生修了届)**

第11条 科目等履修生は履修期間が終了したときは、科目等履修生修了届を提出しなければならない。

2 前項の科目等履修生修了届のあった者には、科目等履修生修了証明書（該当者については保育士養成施設修了証明書）を交付する。

**(科目等履修生辞退届等)**

第12条 科目等履修生が履修を辞退するときは、教務部長を経て学長に科目等履修生辞退届を提出しなければならない。

**(身分の取消)**

第13条 科目等履修生として次の各号の一に該当する場合は、身分を取消することがある。

- (1) 授業料を滞納したとき
- (2) 出席状況が極めて悪く、修業の見込みがないと認められたとき
- (3) 本学の諸規定に違反する行為があり、本学学生に悪影響を及ぼすと認められたとき

**(学則及び諸規程の準用)**

第14条 科目等履修生には、本規程のほか、本学の学則及び諸規程を準用する。

**(改 廃)**

第15条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行い、理事長に報告する。

附 則

本規程は、平成 5年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成 7年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和 3年4月1日から施行する。

## 5 宮崎学園短期大学派遣学生及び特別聴講学生規程

### (目的)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学（以下「本学」という。）学則第11条1項に基づき、本学の学生で、大学間相互単位互換協定により、他の短期大学および大学等（以下「他の大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに他の大学等の学生で学則第11条第1項の規定に基づき、本学の授業科目を履修しようとする者（以下「特別聴講学生」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

### (派遣学生の出願手続)

第2条 派遣学生として他の大学等の授業を履修しようとする学生は、次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 派遣学生申請書
- (2) その他単位互換協定に基づく書類

### (派遣の許可)

第3条 前条の願い出があった場合は、教授会の議を経て、学長が許可するものとする。

### (派遣学生の履修期間)

第4条 派遣学生の履修期間は、履修する授業科目が開講される学期または年度とする。

### (派遣学生の在学期間)

第5条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学期間を含めるものとする。

### (派遣学生の単位認定)

第6条 派遣学生が他の大学等において修得した単位は、当該他の大学等の学業成績評価および修得単位の通知に基づき、教授会の議を経て本学で履修した単位とみなすことができる。

2 派遣学生の履修できる単位は、学則第11条第1項の規定に係らず、6単位を超えないものとする。

3 派遣学生が他の大学等で履修した単位は、一般教育科目として修得すべき14単位を超えた単位について、本学の一般教育科目の振り替え単位として認定する。

### (派遣許可の取消)

第7条 学長は、派遣学生の行為等が派遣学生の目的に反すると認められる場合は、他の大学等との協議に基づき、教授会の議を経て派遣の許可を取り消すことができる。

### (特別聴講学生の履修期間)

第8条 特別聴講学生の履修期間は、履修する授業科目が開講される学期または年度とする。

### (特別聴講学生の申請)

第9条 特別聴講学生として本学指定の授業科目を履修しようとする者は、次に掲げる書類を添えて、所属する大学等を通じて、学長に願い出なければならない。

- (1) 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換（特別聴講学生）出願票
- (2) その他単位互換協定に基づく書類

### (特別聴講学生の履修許可及び履修手続)

第10条 前条の願い出があった場合、学長は、教授会の議を経て、本学が提供する授業科目の履修を許可するものとする。

2 履修を許可された特別聴講学生には、「履修許可連絡票」を作成し、当該大学等に送付するものとする。

3 履修を許可された特別聴講学生は、所定の期日までに履修手続を行わなければならない。

4 履修手続を完了した者には、特別聴講学生証を交付する

(特別聴講学生の履修及び単位修得の方法)

第11条 特別聴講学生の授業科目の履修及び単位修得方法は、本学学生の取扱いに準ずるものとする。

(特別聴講学生の学業成績等の報告)

第12条 特別聴講学生が履修を修了した場合、学長は教授会の議を経て、当該学生の「成績通知書」を所属大学等に通知するものとする。

(特別聴講学生の規則の遵守)

第13条 特別聴講学生は、本学の諸規則を遵守しなければならない。

(特別聴講学生の履修取消)

第14条 前条の規定に違反した者については、学長は、履修の許可を取り消すことができる。

(特別聴講学生の施設・設備利用)

第15条 特別聴講学生は、履修する上で必要な施設・設備を利用することができる。

2 実験及び実習等の実費費用は、特別聴講学生の負担とする。

(特別聴講学生の授業料等)

第16条 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換協定に基づく特別聴講学生の授業料等は、徴収しない。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

(その他)

第18条 この規定に定めるもののほか、単位互換に関する必要な事項は、協定大学との協議の上、決定する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

